

1 事業名

市道路線の認定

市道 2-490 号線

2 事業の概要

上記路線については、既存道路の一部を対象として売払い申請がなされたことから、道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき廃止を行い、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき新たな起点・終点の市道路線として再認定するものである。

3 他自治体の類似する政策等

道路法に基づき、他の自治体においても市道路線の認定を実施している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

道路法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

認定する路線の場所、幅員及び延長については、市道路線案内図 1 のとおりである。